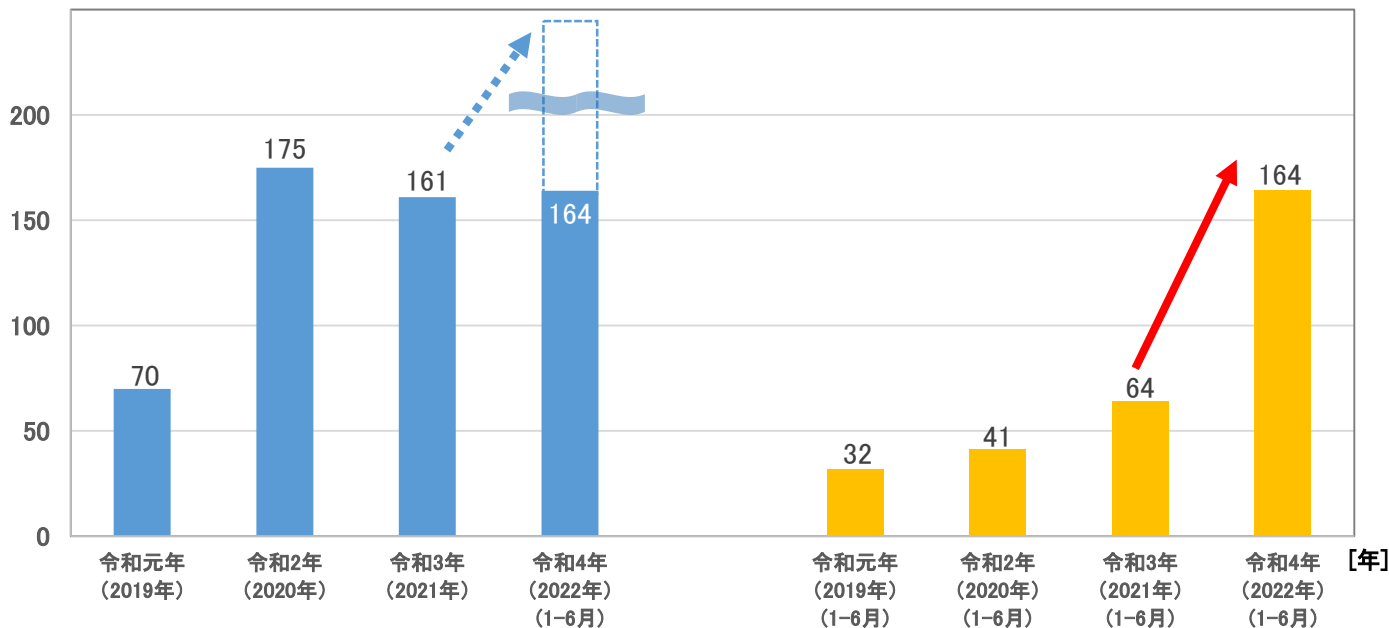


亜硝酸エステル系指定薬物の安易な注文に注意！

令和4年上半期は、いわゆるラッシュと呼ばれる亜硝酸エステル系指定薬物の摘発が急増し、上半期だけで令和3年の1年間の摘発を上回っている状況です。

亜硝酸エステル系指定薬物は、平成27年4月に関税法の「輸入してはならない貨物」に追加されており、密輸入した場合、**関税法違反で処罰**される場合がありますので、インターネットサイトでの安易な注文等をしないようご注意ください。

【件】 横浜税関における亜硝酸エステル系指定薬物摘発件数(令和元年1月～令和4年6月)



インターネットサイトでの安易な注文



税関で摘発



税関による犯則調査(捜索や出頭要請等)

関税法違反で処罰
(10年以下の懲役若しくは3,000万円以下の罰金又は併科)